

国立大学法人旭川医科大学役員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

国立大学法人旭川医科大学役員給与規程の一部を改正する規程

国立大学法人旭川医科大学役員給与規程（平成16年旭医大達第173号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(役員の給与)</p> <p>第2条 学長，理事及び監事（以下「学長等」という。）の給与については，基本給，調整手当，通勤手当，単身赴任手当，広域異動手当，寒冷地手当，<u>期末特別手当及び住居手当</u>とする。</p> <p>2 非常勤理事及び非常勤監事（以下「非常勤役員」という。）の給与は年俸とする。ただし，給与の支給については，当該年俸額を12で除して得た額を月額として支給する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(住居手当)</u></p> <p><u>第13条 住居手当は，職員給与規程第22条に規定する住居手当の支給要件に該当する学長等に，同条の規定を準用して支給する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(実施に関し必要な事項)</p> <p><u>第14条</u> この規程の実施に関し必要な事項は，学長が別に定める。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は，令和6年9月11日から施行し，改正後の国立大学法人旭川医科大学役員給与規程は，令和6年9月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>役員を住居手当の対象とするため，所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(役員の給与)</p> <p>第2条 学長，理事及び監事（以下「学長等」という。）の給与については，基本給，調整手当，通勤手当，単身赴任手当，広域異動手当，寒冷地手当<u>及び期末特別手当</u>とする。</p> <p>2 非常勤理事及び非常勤監事（以下「非常勤役員」という。）の給与は年俸とする。ただし，給与の支給については，当該年俸額を12で除して得た額を月額として支給する。</p> <p>(略)</p> <p>(実施に関し必要な事項)</p> <p><u>第13条</u> この規程の実施に関し必要な事項は，学長が別に定める。</p> <p>(略)</p>